

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」の一部改正
に関するご意見の募集について

平成21年4月20日

<問い合わせ先>

国土交通省海事局検査測度課

(内線 44175)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省では、国際海事機関（IMO）において策定された危険化学品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（IBCコード）に列記されていない物質について、IMOによる危険性等の評価・承認が行われたことに伴い、「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示案」について検討しているところであり、今般、下記の要領により、広く国民の皆様から、ご意見を募集致します。

なお、お寄せ頂いたご意見に対して、個別に回答は致しかねますので、あらかじめご了承願います。

記

○意見募集対象

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示案」について（PDF形式）

○意見募集期間

平成21年4月20日（月）～平成21年5月19日（火）必着

○意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入の上、次のいずれかの方法で、いずれも「国土交通省 海事局 検査測度課」宛てに送付して下さい。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス : MRB_KSK@mlit.go.jp

(2) FAXの場合

FAX番号 03-5253-1644

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

注意事項

※電話等によるご意見はご遠慮願います。

※電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式として下さい。

※頂いたご意見の内容につきましては、個人が特定される情報を除き、公開される可能性があることを、ご承知おき下さい。

(別紙)

国土交通省海事局検査測度課 宛

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示案」に関する意見

氏名	(フリガナ)	
所属	会社名又は 所属団体名	
	部署名	
住所		
電話番号		
電子メールアドレス		
ご意見		